

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 日本国憲法 | 日本国憲法を知ろう (条文解説) 第4章 国会 (14)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

教育カリキュラム

日本国憲法

日本国憲法を知ろう (条文解説) 第4章 国会 (14)

国会の表決数の整理

	表決数	事 例
原則	出席議員の過半数	下の場合以外
例外	出席議員の3分の2以上	①議員の資格争訟裁判により議員の議席を失わせる場合 (第55条)
		②両議院で秘密会を開く (第57条1項但書) ③両議院で議員を除名する場合 (58条2項但書) ④衆議院で法律案を再議決する場合 (59条2項)
	総議員の3分の2以上	憲法改正を發議する場合 (第96条1項)

衆議院の優越

- ① 法律案の議決 (憲法第59条)
- ② 予算案の議決 (憲法第60条)
- ③ 条約の締結の承認 (憲法第61条)
- ④ 内閣総理大臣の指名 (憲法第67条)

憲法第五十九条 【 法律案の議決、衆議院の優越 】

- 法律案は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。
2. 衆議院で可決し、参議院でこれと異なった議決をした法律案は、衆議院で出席議員の3分の2以上の多数で再び可決したときは、法律となる。
 3. 前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない。
 4. 参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取った後、国会休会中の期間を除いて60日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。

語句説明

- ①協議会・・・寄り集まって相談する会合。ここでは、両院の意思の調整をはかるために開かれる会合で、両院から10名ずつ出席する。
- ②休 会・・・会を休むこと。国会や都道府県議会などで、きまった手続をとって議事を休むこと。

説明概要

- 1項は、「法律案の議決の原則」を規定しています。「法律案は両議院で可決したとき法律となる」ということです。
- 2項は、「衆議院の優越」を規定したものです。衆議院で可決された法律案を参議院が否決した場合や修正を加えて可決した場合は、衆議院で出席議員の3分の2以上の特別多数で再び可決したときは法律となります。なお、3項は、両議院の意思が食い違った場合に、2項による再可決の手続を採る前に両院協議会を開催することができる規定で、開催は任意です (予算、条約、内閣総理大臣の指名は別)。
- 法律案の場合、両院協議会で成案をみなければ、その案は廃案となります。
- 4項は、参議院が衆議院から送付された法律案を放置して会期終了を待って握り潰すことを防止する規定です。

傾聴

語り部スキル

PDF版

🔍 キーワード検索はこちら

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録
お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

🗺️ サイトマップ 📄 このサイトについて 🛡️ 個人情報保護の取組みについて

🏠 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.